

3 総務省で講じた措置等

(1) 九州電気通信サービス向上推進連絡会の開催

九州総合通信局では、平成16年度から、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにするため、電気通信事業者や消費生活センターなどの電気通信サービスの関係者が一堂に会した意見交換の場として「九州電気通信サービス向上推進連絡会」を年2回定期的に開催しています。

架空料金請求や不当料金請求、携帯電話の高額な料金請求、従業員対応等の営業活動に係るトラブルなど電気通信サービスに関する苦情・相談等の最近の動向を消費生活センターから発表し、電気通信事業者及び業界団体からその対応策を説明するなど、電気通信サービスに関するトラブルの未然防止に努めています。

(2) e-ネットキャラバンの実施

総務省では、通信業界6団体（注）及び文部科学省と共に、子どもたちがインターネットや携帯電話を利用する際に、ウイルスや迷惑メール、架空請求詐欺等のトラブルに巻き込まれるのを未然に防止するため、保護者及び教職員、その他児童・生徒を保護・教育・指導する者全てに対して、インターネットの安心・安全に関する啓発のためのe-ネットキャラバン（e-ネット安心講座 通信業界キャラバン）を平成18年4月から全国的に実施しています。

九州においても、平成18年度は43講座、平成19年度は99講座、平成20年度は74講座を実施しています。

しかしながら、子ども達が携帯電話やインターネットに触れる環境が整う一方、インターネットの利用に関連したトラブルに巻き込まれる事例は後を絶たず、ICTに関する住民のリテラシーを高める必要性から今年度も継続実施しています。

【e-ネットキャラバンの詳しい内容及び受講申し込み方法】

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト

<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

(注)通信業界6団体は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人インターネット協会、財団法人マルチメディア振興センターです。